

～自立に向けて取り組む方の住居費を支援します～ 熊本市ひとり親家庭 住宅支援資金貸付 のご案内

1 事業の目的

自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、住宅支援資金を貸付けることにより、住居の確保と自立促進を図ることが目的です。

2 貸付対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です

- ・熊本市に住所を有するひとり親家庭の親
- ・児童扶養手当の支給を受けている方、または同等の所得水準にある方
※児童扶養手当受給者と同等の所得水準を超えた場合でも1年以内であれば対象となります。
- ・熊本市が実施する「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受けている方
- ・ご自分の名義で契約した賃貸住宅に住んでいる方
※生活保護を受給中・申請中の方、以前この貸付を受けたことのある方は対象外です。

3 貸付額と利子

(1) 貸付額について

1か月あたりの家賃実費（管理費及び共益費等は除く）×12か月以内

※上限額は、月額 70,000 円 × 12 か月 = 840,000 円です。

※住居確保給付金等、他の制度による支援を受けている場合、差額が上限です。

例）家賃実費 60,000 円で住居確保給付金 37,000 円の場合、

⇒貸付額は差額の 23,000 円（給付終了後は金額変更が可能です）

(2) 利子について

基本は無利子です。ただし、償還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子が発生します。

4 申請方法

申込の際は、印鑑持参のうえ、次の書類を熊本市社会福祉協議会に提出してください。

- ①住宅支援資金貸付申請書（様式第1号の2）
- ②住宅支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第2号の2）
- ③母子・父子自立支援プログラム策定申込書（写し）
- ④児童扶養手当受給者証の写し（または同等の水準と確認できる書類）
- ⑤世帯全員の記載のある住民票（個人番号の記載不要）
- ⑥他の制度で家賃の給付を受けている場合は、その金額が分かるもの
- ⑦賃貸借契約書の写しなど1ヶ月あたりの家賃実費が分かるもの
※公営住宅の場合は賃貸証明書（県・市住宅管理センターで発行）
※連帯保証人は不要ですが、未成年者は法定代理人の同意書が必要です。

5 貸付の決定

提出いただいた書類を審査し、審査結果について通知します。貸付が決定された方は、**借用書**及び**銀行口座振込依頼書**、**印鑑登録証明書**を提出いただきます。

6 貸付金の交付

貸付金の交付は、原則として偶数月の末日までに2か月分を指定口座に振込みます。

※奇数月末日までの申請で、翌月末日に振込みます。

※2回目以降の交付には、就職活動の実績や給与明細などの提出が必要です。

※期日までに必要な書類の提出がない場合、送金を停止する場合がございます。

★入金スケジュール例

月	4月	5月	6月	7月	8月
内容	6月振込分の申請受付 (プログラム策定後)		4～5月分 貸付金振込	活動・実績 報告	6～7月分 貸付金振込

7 返還債務の免除

次の場合は、**貸付金の返還が全額免除**されます。

- (1) 貸付を受けた日から1年以内に就職し、**通算1年間就業**したとき
- (2) 現在就業している方が、貸付を受けた日から1年以内に、**より高い所得が見込まれる転職等**をし、**通算1年間就業**したとき
※1週間あたりの平均勤務時間が**20時間以上**であることが条件です
※災害、疾病、負傷などのやむを得ない理由で1年以内に就業できなかった場合は、申請により**償還までの「猶予期間」を延長できます**
- (3) 就業期間中に、**業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障により業務を継続することができなくなったとき**

特別な理由がなく、貸付から1年以内に就業・転職等をしなかった場合など**目的達成の見込みがなくなったときは貸付金を返還する必要があります。**

○申込み・問合せ先○

熊本市社会福祉協議会 総合相談センター 総合相談・貸付班
〒860-0004 熊本市中央区新町2丁目4番27号
電話：096-288-2742 FAX：096-359-1800

○母子父子自立支援プログラムに関する問合せ先○

中央区 こども家庭福祉課 電話：096-366-3030
東区 保健こども課 電話：096-367-9130